

平成 26 年第 1 回青森市議会定例会提出案件（本会議 3 日目提出）

	件 名	提出 件数
諮 問	下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について 下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について 下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について 下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について 計	6
報 告	専決処分の報告について 専決処分の報告について 計	2
合 計		8

諮 問

諮問第 1 号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第 2 2 9 条第 4 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成 2 5 年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を
求める。
徴収処分の内容 平成 2 5 年 9 月分の下水道使用料
関係法令 地方自治法第 2 2 9 条第 4 項

諮問第 2 号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第 2 2 9 条第 4 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成 2 5 年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を
求める。
徴収処分の内容 平成 2 5 年 1 0 月分の下水道使用料
関係法令 地方自治法第 2 2 9 条第 4 項

諮問第 3 号 下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、異議申立てがあったので、地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するものである。

異議申立ての内容 平成 2 5 年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を
求める。
督促処分の内容 平成 2 5 年 9 月分の下水道使用料
関係法令 地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 7 項

諮問第 4 号 下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、異議申立てがあったので、地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するものである。

異議申立ての内容 平成 2 5 年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を
求める。
督促処分の内容 平成 2 5 年 1 0 月分の下水道使用料
関係法令 地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 7 項

諮問第 5 号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第 229 条第 4 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成 25 年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を
求める。
徴収処分の内容 平成 25 年 11 月分の下水道使用料
関係法令 地方自治法第 229 条第 4 項

諮問第 6 号 下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、異議申立てがあったので、地方自治法第 231 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するものである。

異議申立ての内容 平成 25 年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を
求める。
督促処分の内容 平成 25 年 11 月分の下水道使用料
関係法令 地方自治法第 231 条の 3 第 7 項

報 告

報告第 7 号 専決処分の報告について

事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 平成 25 年 12 月 24 日
損害賠償額 58,822 円
専決処分年月日 平成 26 年 2 月 27 日
関係法令 地方自治法第 180 条第 1 項及び第 2 項

報告第 8 号 専決処分の報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 平成 26 年 1 月 20 日
損害賠償額 25,200 円
専決処分年月日 平成 26 年 2 月 27 日
関係法令 地方自治法第 180 条第 1 項及び第 2 項